

吸收合併に関する事後開示書面

2026年1月9日

アース製薬株式会社

吸收合併に係る事後開示書面

東京都千代田区神田司町二丁目12番地1
アース製薬株式会社
代表取締役 川端 克宜

アース製薬株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社バスクリン（以下「吸收合併消滅会社」といいます。）との間で締結した吸收合併契約に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、株式会社バスクリンを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本吸收合併」といいます。）を行いました。

よって、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、本合併に関する事後開示をいたします。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年（令和8年）1月1日

2. 吸收合併消滅会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第200条第2項）

（1）株主の差止請求手続きについて（会社法第784条の2）

吸收合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第785条）

吸收合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続きについて（会社法第787条）

吸收合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議手続き（会社法789条）

吸收合併消滅会社は、会社法第789条に規定に従い、2025年（令和7年）10月1日付の官報および電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申告の公告を行いましたが、申述期限までに異議の申出はありませんでした。

3. 当社における法定手続きの経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）株主の差止請求手続きについて（会社法796条の2）

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第797条）

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議手続き（会社法799条）

吸收合併消滅会社は、会社法第799条に規定に従い、2025年（令和7年）10月1日付の官報および同日の日刊工業新聞により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議の申出はありませんでした。

4. 当社が吸收合併消滅会社から承継した重要な権利義務（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日である2026年1月1日をもって、吸收合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸收合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2026年1月5日

7. その他合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項ありません。

以上

(別紙)

吸收合併契約に関する事前備置書面

(吸收合併存続会社：会社法第 794 条に定める事前備置書面)
(吸收合併消滅会社：会社法第 782 条に定める事前備置書面)

2025 年 10 月 1 日

アース製薬株式会社

株式会社バスクリン

吸收合併に係る事前備置書面

東京都千代田区神田司町二丁目12番地1
アース製薬株式会社
代表取締役 川端 克宜

東京都千代田区九段北四丁目1番7号
株式会社バスクリン
代表取締役 三枚堂 正悟

アース製薬株式会社と株式会社バスクリンとは、2025年3月 日付で締結した吸收合併契約に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、アース製薬株式会社を吸收合併存続会社、株式会社バスクリンを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本吸收合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸收合併に関し、下記のとおり、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法782条第1項および会社法施行規則第182条に定める事項を記載した書面を両当事者の本店に備え置きます。

なお、本吸收合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸收合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸收合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸收合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価に相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸收合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

なお、吸收合併消滅会社には、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

(2) 吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸收合併存続会社は、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。

最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により閲覧可能です。

吸收合併存続会社には、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の

会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。なお、吸收合併存続会社は、2025年3月、掛川工場に関する不動産を第三者に売却しておりますが、売却に伴う損失については2024年12月期に計上済みです。

6. 吸收合併が効力を生ずる日以降における吸收合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本吸收合併効力発生日以降の吸收合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸收合併効力発生日以後の吸收合併存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸收合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
したがって、本吸收合併効力発生日以降における吸收合併存続会社の債務について履行の見込みがあると判断しています。
7. 本書面の備置開始日から本吸收合併が効力を生じる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容
本書面の備置開始日以降に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

合併契約書

アース製薬株式会社（以下「甲」という。）と株式会社バスクリン（以下「乙」という。）とは、2025年3月11日付で以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として、合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2. 本合併に係る吸收合併存続会社及び吸收合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりとする。

(1) 甲（吸收合併存続会社）

商号 アース製薬株式会社

本店 東京都千代田区神田司町二丁目12番地1

(2) 乙（吸收合併消滅会社）

商号 株式会社バスクリン

住所 東京都千代田区九段北四丁目1番7号

第2条（本合併に際して交付する金銭等に関する事項）

甲は乙の発行済株式の全部を有していることから、本合併に際して、株式に対して金銭等を交付しない。

第3条（甲の資本等）

本合併により、甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由（行政官庁の許認可を含む）により必要な場合には、甲乙が協議・合意の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会の承認）

甲は、会社法第796条第1項に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議を得ることなく、本合併を行なうものとする。

2. 乙は、会社法第784条第1項に基づき、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議を得ることなく、本合併を行なう。

第6条（会社財産の引継）

乙は、2024年12月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

2. 乙は、2025年1月1日以降、効力発生日に至る間に生じた資産、負債その他の権利義務の変動について、別に計算書を作成して、その内容を甲に明示する。

第7条（会社財産の管理）

乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、財産の管理を行なう。

第8条（乙の従業員）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。

2 勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第9条（本契約条件の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意により、本合併の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除できる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議し合意により、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が1通を保有し、写しを乙が保有する。

2025年3月11日



甲：東京都千代田区神田司町二丁目12番地1

アース製薬株式会社

代表取締役 川端 克宜



乙：東京都千代田区九段北四丁目1番7号

株式会社バスクリン

代表取締役 三枚堂 正悟



第17期 事業報告

事業報告

事業報告に係る附属明細書

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類に係る附属明細書

監査報告

監査役の監査報告書謄本

株式会社 バスクリン

事 業 報 告

自 2024年 1月 1日
至 2024年12月31日

株式会社の状況に関する重要な事項

I 会社の現況

I-1 事業の経過およびその成果

当期における日本経済は、物価の上昇や不安定な為替、金融政策の見直しなどにより依然として経済の先行きは不透明な状況が続きました。

当社が主に事業を展開する国内日用品市場では、原料資材やエネルギー価格の高騰が影響を及ぼし、さらに地球温暖化の深刻化も懸念されました。これらの要因により、経営環境は一層複雑さを増しました。地球温暖化の深刻化が高まる中、環境への配慮やサステナビリティへの取り組みがますます求められる状況でした。

このような状況下、アースグループ経営理念である「生命(いのち)と暮らしに寄り添い、地球との共生を実現する。」を目指し、当社の社会的使命として「健やかで心地よい生活を提供する」ため、お客様満足を起点においたマーケティング活動、事業構造の見直し、業務の改善と効率化、環境負荷の軽減などに取り組みました。

この結果、当期における業績は、次表のとおりとなりました。

(単位:百万円)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	当 期 純 利 益
2024年12月期	14,695	118	158	65
2023年12月期	15,400	307	329	222
増 減 率	△4.6%	△61.5%	△51.9%	△70.4%

売上高は、前期比7億4百万円減少(4.6%減)し、146億円9千5百万円となりました。

利益では、売上高の減少および原料資材の高騰などによる売上原価の上昇により売上総利益が減少しました。広告宣伝費の効率化と一般管理費のコストダウンなど販売管理費の抑制に取り組みましたが、営業利益は前期比1億8千8百万円減(61.5%減)の1億1千8百万円、経常利益は前期比1億7千1百万円減(51.9%減)の1億5千8百万円、当期純利益は前期比1億5千6百万円減(70.4%減)の6千5百万円となり、大幅な減益となりました。

<間接流通販売による事業>

間接流通販売による事業全体として、前期を下回る売上高となりました。

入浴剤群では、「アーユルタイム」が前期を上回りましたが、主力である「きき湯」群「バスクリン」群が前期を下回るとともに、「ソフレ」「日本の名湯」が前期を下回り、全体で前期を下回りました。

育毛剤群では、「インセント」は前期を上回りましたが、「モルティ」「高級育毛剤」群が前期を下回り、全体で前期を下回りました。

＜直接流通販売による事業＞

主力である通信販売による売上高が前期を下回りましたが、「コストコ」の売上増が寄与し、全体で前期を上回る売上高となりました。

＜海外事業＞

主力である中国における販売において、中国向けの「ソフレ」「バスクリン」「ピュアスキン」が前期を下回り、全体で前期を下回る売上高となりました。

＜受託生産事業＞

「バスロマン」が前期を大きく上回ったものの、「温素」「バスハーブ」が前期を下回り、受託生産事業全体で前期を下回る売上高となりました。

I-2 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

該当事項はありません。

(2) 設備投資

当期中に実施しました設備投資の総額は2億7千5百万円であり、その主なものは、生産設備の増設・更新、製品金型の購入、研究機器の新規購入、および情報システムの増強・更新に関わるものです。

I-3 財産および損益の状況

	第14期 (2021年12月期)	第15期 (2022年12月期)	第16期 (2023年12月期)	第17期 (当期) (2024年12月期)
売上高 (百万円)	15,372	15,754	15,400	14,695
営業利益 (百万円)	1,227	974	307	118
経常利益 (百万円)	1,258	1,004	329	158
当期純利益 (百万円)	893	713	222	65
1株当たり当期純利益(円・銭)	18,188.23	14,531.98	4,537.93	1,341.61
総資産 (百万円)	13,949	13,988	14,363	13,263
純資産 (百万円)	7,601	8,324	8,551	8,613
1株当たり純資産額 (円・銭)	154,813.78	169,541.84	174,163.03	175,422.91

注 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期期首から適用しています。

第14期の売上高の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

注 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。

注 3. 1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しています。

I-4 対処すべき課題

日本市場では実質賃金の持ち直しはあるものの、個人消費の回復は力強さを欠いている状況にあります。物価の影響を考慮した実質賃金の回復、家計の節約志向の緩和による個人消費の活性化が期待される一方で、原料資材やエネルギー価格の高騰、為替変動、人手不足それに起因する物価上昇などの影響により、経営環境は引き続き不透明な状況が続くものと予測されます。日用品市場においても、物価上昇による影響は避けられない状況にあり、店頭価格の上昇によって個人消費の停滞が懸念され、また地球温暖化の深刻化もあり、先行き不透明な経営環境は複雑さも増していくと予想されます。価格競争だけでなく、価値提供やブランドイメージの向上、環境配慮型商品やリサイクル製品の開発などに注力することが求められています。

このような状況の下、「健康は、進化する。」をコーポレートスローガンとして掲げ、社会における当社の存在意義の向上を目指すとともに、アースグループでシナジーを創出し、グループ企業価値最大化に貢献すべく経営課題に対処していきます。

(1) お客様満足、お客様の課題解決に徹する

当社の強みは、長年にわたる入浴、温泉、漢方・生薬に関する研究実績を活かした製品開発力です。お客様から信頼が得られる「ものづくり」に真摯に取り組み、お客様に美と健康、喜びと感動をお届けし、お客様満足、お悩み解消、課題解決に貢献していきます。

とりわけ入浴剤に関しては、リーティングカンパニーとしてその価値を向上させるべく、最終消費者であるお客様はもちろんのこと、お取引先様の課題解決にも貢献できるよう、製品の企画開発および販売戦略に変革を起こし、市場の活性化と拡大を牽引します。また、入浴・温泉を起点としたコト消費からのアプローチを創出していく。加えて入浴剤の有用性に関する各種学会への報告、スポーツを接点の一つとした入浴および入浴剤の価値に関する情報発信、医療や介護に関連した価値に関する情報発信などを積極的に行い、「入浴文化の啓発」活動を通じて、お客様満足、お客様の課題解決に貢献してまいります。

育毛剤につきましては、当社育毛剤の高品質、高機能、高付加価値を訴求するにとどまらず、お客様にとっての新たな使用機会、購入機会の創出を目指すとともに、直接流通販売事業と間接流通販売事業のシナジー創出を目指します。

(2) スリムで強靭な事業体制を再構築する

世界的な資源やエネルギー価格の高騰が事業収益を大きく圧迫している状況にあり、また想定を超える自然災害や異常気象など、経営環境は目まぐるしく変化しています。こうした現象も想定下におき、不測の事態においても利益を創出できる「スリムで強靭な事業体制」を再構築します。

将来の成長を促すための良質でイノベティブな製品の開発・上市、営業活動の効率化と返品ゼロに取り組みます。一方で原料資材のコストダウン、製造工程の高速化・自働化による製造効率やエネルギー効率の向上、製造委託先の開拓、広告宣伝費・販売促進費の効率的な使用、ICT活用による会議・商談等の生産性向上や働き方改革などにより、収益力の向上を図ります。

TCR(Total Cost Reduction)活動を推進し、全体最適の視点で仕事のあり方の本質をゼロベースで見直し、加えて、アースグループの全体最適によるシナジーを創出することで、全社全方位で収益基盤を再構築します。

(3) ガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンスを徹底する

東証プライム市場銘柄であるアース製薬株式会社の一員として相応しい経営体制の整備に注力し、ES

G経営を推進します。内部統制システムの基本方針に従い、業務の適正を確保します。

製品の安全と安心を担保する「信頼されるものづくり」の実現のために品質保証体制を強化し、原料資材の安全性確保および適正かつ持続可能な責任ある調達、製品使用上の安全性の確保、異物混入の防止、適正な表示および広告、全てのプロセスにおけるヒューマンエラーの防止など、揺るがない信頼構築に向けて取り組みます。

「会社」は社会の公器であり、社会に貢献することこそが「会社」の使命と認識しています。「持続可能な開発目標(SDGs)」は、当社経営理念と親和するものであり、環境保全や省資源に配慮した製品開発および事業活動、環境経営マネジメントシステムとしての「エコアクション21」認証継続、健康経営の取り組みによる社員の健康の維持増進を推進し、社会から求められる会社として「社会的信頼度」を高めることに真摯に取り組みます。

I-5 主要な事業内容

2024年12月31日時点における主要な事業は、入浴剤、育毛剤等を中心とした家庭用品の製造販売（「間接流通販売による事業」、「直接流通販売による事業」、「海外事業」、「受託生産事業」等）です。

I-6 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

(1) 主要な営業所および工場(2024年12月31日現在)

本社…東京都千代田区

営業所…北日本支店(東京)、首都圏第一支店(東京)、首都圏第二支店(東京)、中日本支店(愛知)、
関西・中四国支店(大阪)、九州支店(福岡)

工場…静岡工場(静岡)

研究所…つくば研究所(茨城)

(2) 使用人の状況(2024年12月31日現在)

使用人数…323名（前期比1名減）

平均年齢…43.6歳

注1. 使用人数には契約社員(47名)を含みます。

I-7 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社はアース製薬株式会社であり、同社は当社が発行する全株式(出資比率100%)を保有しています。

当社は、2018年4月から、親会社より入浴剤の製造業務を受託しています。

当社は、親会社がアースグループ各企業に提供する CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)により、運転資金の効率化を図っており、当期末の残高(貸付)は44億3千2百万円となっています。

(2) 子会社の状況

該当事項はありません。

I -8 主要な借入先および借入額(2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

I -9 その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 株式(2024年12月31日現在)

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 49,100株 |
| (3) 株 主 数 | 1名 |
| (4) 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
アース製薬株式会社	49,100株	100.0%

III 新株予約権等(2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

IV会社役員

IV-1 取締役および監査役の状況(2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	川端 克宜		アース製薬株式会社 代表取締役社長 CEO
代表取締役社長	三枚堂 正悟	経営全般	
常務取締役	平田 照雅	営業本部長	
取締役	小沢 聰	マーケティング本部長	
取締役	久保 康一	経営企画本部長	
取締役	松本 圭史	開発生産本部長 信頼性保証室	
常勤監査役	白鳥 暢哉		
監査役	堀畑 貴裕		

注 1. 取締役の川端克宜氏は、業務執行を行わない非常勤の取締役です。

注 2. 監査役の堀畑貴裕氏は、非常勤の監査役です。

注 3. 常勤監査役の白鳥暢哉氏は、当社において経理担当部長を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有します。

監査役の堀畑貴裕氏は、アース製薬株式会社の経理担当部長であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有します。

注4. 坂本泰範氏は、2024年3月1日開催の第16回定時株主総会集結の時をもって、任期満了により監査役を退任しました。

IV-2 取締役および監査役の報酬等

- (1) 取締役の報酬総額は、2023年3月6日開催の定時株主総会において、年額2億円以内(社外取締役分を含む)と決議されています。また、上記の報酬総額とは別枠で、アース製薬株式会社の譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額として、2022年3月4日開催の定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されています。
- (2) 監査役の報酬総額は、2010年6月22日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されています。

IV-3 責任限定契約に関する事項

当社は、2016年2月26日開催の第8回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けています。当該定款に基づき当社が取締役の川端克宜氏および監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の責任限定契約

取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円と会社法第425条第1項で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(2) 監査役の責任限定契約

監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円と会社法第425条第1項で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

V 業務の適正を確保するための体制等の整備

V-1 決議の内容

当社は、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を以下のとおり決議し、基本方針に則って体制の整備を行い、業務の適正を確保するための経営体制構築に努めています。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令・企業倫理遵守の経営の基本的な事項を規定した「コンプライアンス・プログラム規程」および企業活動におけるコンプライアンスを基本とする行動原則「バスクリン行動憲章」を制定する。
- ②当社は、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス最高責任者、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進担当者を任命するとともに、リスク・コンプライアンス委員会およびコンプライアンス主管部門を設置する。なお、コンプライアンス最高責任者およびリスク・コンプライアンス委員会の委員長は社長とする。
- ③当社は、社内外の関係者からのコンプライアンスに関する相談・連絡を受け付けるシステム(以下、「ホットライン」という。)を設置し、社内の不正・違法・反倫理的な行為を速やかに発見・是正することに努める。
- ④当社は、社長を管掌取締役とする内部監査部門を設置し、コンプライアンスの遵守状況等をモニタリングする。内部監査部門は、各部門の監査結果を常勤の全取締役を構成員とする経営会議に報告するとともに、必要に応じ、各部門に改善を勧告する。
- ⑤当社は、反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察、弁護士等の外部機関と連帯し、毅然とした態度で対処する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要な会議の議事録や決裁記録およびそれらの付属資料、契約書ならびに官公庁等に提出した重要な書類の写し等を「情報管理規程」その他関連する規程等に従い、適切に保存・管理する。なお、取締役、監査役およびそれらの者に指名された使用人は、保存・管理されている情報を隨時閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、社長を委員長、常勤の全取締役および部門長を委員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント体制に関する事項の検討・審議を行う。
- ②当社は、災害発生等による緊急事態においても事業の継続を確保するため、事業継続計画書を策定する。
- ③当社は、「情報管理規程」、「情報システム管理規程」および「電子情報セキュリティ管理規程」その他関連する規程等に従い、情報漏洩およびシステム障害等情報システムに関するリスクに対処する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、「取締役会規程」に従い、取締役会を原則として1ヶ月に1回開催して経営に関する重要事項を審議・決定する。また、業務執行に係る事項を迅速に審議・決定するため、社長を議長、常勤の全取締役を構成員とする経営会議を設置し、原則として1ヶ月に2回開催する。
- ②当社は、中期経営計画および短期経営計画(年度予算、設備投資計画を含む。)を「予算管理規程」その他関連する規程等に従い策定し、取締役会の承認を経た上で、取締役と使用人が共有する目標とする。
- ③当社は、権限分配・意思決定について「組織・職務権限規程」その他関連する規程等に定め、業務の重複や間隙を防ぐ。

- ④当社は、取締役会において中期経営計画および短期経営計画の遂行状況を月次でまたは適宜検証する。
- ⑤当社は、中期経営計画の対象期間を原則3ヶ年として策定し、毎年その遂行状況を考慮して更新する。
5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、当社の親会社であるアース製薬株式会社(以下、「アース社」という。)が制定する「内部統制システムの基本方針」を認識・理解する。
- ②当社は、アース社が制定する「グループ会社管理規程」に従って、営業成績、財務状況その他重要な情報をアース社に提出する。
- ③当社は、アース社の内部監査部門が実施する当社に対する内部監査に協力する。
- ④当社は、アース社が設置する危機管理委員会の構成員として、アース社およびその子会社から成る企業集団(以下、「アースグループ」という。)全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応の審議に参画する。
- ⑤当社は、アースグループにおける財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、アース社が設置する内部統制推進委員会の構成員として、アースグループ全体の財務報告の適正性確保に努める。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社取締役からの独立性に関する事項ならびに当該監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社の監査役は、必要があるときは期間を限定して、取締役に対してその業務を補助すべき使用人の選定を求めることができる。
- ②前号の補助業務にあたる使用人は、その期間はもっぱら、監査役の指示命令に従い職務を行う。
- ③前①号の使用人が選任された場合、必要としている期間の当該使用人の人事異動、懲戒、人事考課等については、監査役に事前に報告し、意見を求ることによりその独立性を確保する。
7. 当社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社の監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議または委員会に出席することができ、それを通じて取締役および使用人の職務の執行状況の報告を受けることができる。
- ②当社の監査役は、リスク・コンプライアンス委員会に出席し、ホットラインに関する報告を受けることができる。また、必要に応じ、ホットラインの責任者に対しホットラインに関する報告を求めることができる。
- ③当社の監査役は、経営会議に出席し、内部監査部門からの監査結果の報告を受けることができる。また、必要に応じ、内部監査部門に対し報告を求めることができる。
- ④当社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ⑤当社は、当社の役員および使用人等に対し、当社の監査役へ報告したことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員および使用人等に周知徹底する。
8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ①当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用等の予算計上を請求した場合には予算を設けるとともに、臨時の支出に対応する。

②当社は、監査役が職務執行について生じる費用または債務の処理を請求した時には当該費用の支払等の処理を行う。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の監査役は、必要に応じ、内部監査部門に対し調査を求めることができる。

②当社の監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、重要な会議または委員会に出席し、必要があると認めた時は意見を述べる。

③当社の監査役は、必要に応じ、独自に弁護士や公認会計士等の外部専門家の支援を受けることができる。

V-2 体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する事項

当社は、「コンプライアンス・プログラム規程」および「バスクリン行動憲章」に基づき具体的施策を実施しています。毎年、全ての使用人を対象として、職場単位でのコンプライアンス教育を継続実施しています。また、相談・連絡制度である「ホットライン」を規定とおりに運用し、その状況をリスク・コンプライアンス委員会へ報告しています。反社会的勢力および団体への対応については、取引契約等の締結にあたり、必要な調査を行い、必要な契約条項を設定し、継続的に対応しています。

(2) 損失の危険の管理に関する事項

当社は、「危機管理規程」を制定し、経営危機の未然防止および発生時の被害拡大防止に努めています。リスク・コンプライアンス委員会を原則として年2回以上開催する旨を定め、当期においては2回開催し、リスクマネジメントに関し必要な検討・報告・審議を行っています。また、アース製薬株式会社が設置する危機管理委員会に構成員として参画し、必要な報告等を行っています。

(3) 取締役の職務効率性の確保に関する事項

当期においては、「取締役会規程」に従い取締役会を13回開催し、重要事項の審議・決定を行いました。また、業務執行に係る事項を迅速に審議・決定するための経営会議を24回開催しました。「予算管理規程」等に従い中期経営計画および短期経営計画を策定し、目標の共有化および達成を促進するため、全ての営業所および工場を対象に計6回の説明会を開催しました。

(4) 監査役の職務実効性の確保に関する事項

監査役は、当社の役員および重要な使用人から隨時情報収集とともに、重要な会議である「経営会議」「リスク・コンプライアンス委員会」等に出席しています。当期においては、監査役協議会が8回開催され、監査に関する重要事項の協議が行われました。なお、当期においては、取締役に対して、監査役の業務を補助すべき使用人の選定の求めはありませんでした。

(注)事業報告中の記載金額等は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

事業報告に係る附属明細書

会社法第435条第2項の規定に基づく第17期事業報告に係る附属明細書は次のとおりです。

- ・事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,437,108	流動負債	4,565,282
現金及び預金	1,021,128	支払手形	55,855
売掛金	2,628,565	電子記録債務	2,317,075
商品及び製品	1,292,418	買掛金	759,228
仕掛品	261,149	未払金	991,600
原材料及び貯蔵品	674,340	未払費用	79,964
前払費用	112,387	未払法人税等	65,608
関係会社短期貸付金	4,432,357	返金負債	76,492
その他の	15,039	その他の	219,457
貸倒引当金	△277	固定負債	85,146
固定資産	2,826,585	資産除去債務	59,773
有形固定資産	2,393,655	預り保証金	25,373
建物	704,861	負債合計	4,650,428
構築物	28,064	純資産の部	
機械及び装置	963,968	株主資本	8,601,162
車両運搬具	71	資本金	300,000
工具、器具及び備品	114,250	資本剰余金	2,213,377
土地	568,993	資本準備金	231,488
建設仮勘定	13,445	その他資本剰余金	1,981,888
無形固定資産	43,295	利益剰余金	6,087,785
ソフトウエア	36,728	利益準備金	60,650
その他の	6,566	その他利益剰余金	6,027,135
投資その他の資産	389,634	固定資産圧縮積立金	239,032
投資有価証券	26,788	繰越利益剰余金	5,788,103
前払年金費用	150,652	評価・換算差額等	12,102
繰延税金資産	20,098	その他有価証券評価差額金	12,102
その他の	192,095	純資産合計	8,613,264
資産合計	13,263,693	負債・純資産合計	13,263,693

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔2024年1月1日から
2024年12月31日まで〕

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,695,979
売 上 原 価	9,355,232
売 上 総 利 益	5,340,747
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,222,463
當 業 利 益	118,284
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	22,705
保 険 配 当 金	3,984
受 取 補 償 金	5,730
そ の 他	7,590
當 業 外 費 用	40,012
そ の 他	1
經 常 利 益	158,295
特 別 利 益	
固 定 資 産 受 贈 益	5,400
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	163,695
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	49,040
法 人 税 等 調 整 額	48,781
当 期 純 利 益	65,873

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2024年1月1日から
2024年12月31日まで 〕

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
2024年1月1日残高	300,000	231,488	1,981,888	2,213,377	60,650	240,993	5,720,269	6,021,912	8,535,289
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,960	1,960	—	—
当期純利益							65,873	65,873	65,873
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△1,960	67,833	65,873	65,873
2024年12月31日残高	300,000	231,488	1,981,888	2,213,377	60,650	239,032	5,788,103	6,087,785	8,601,162

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年1月1日残高	16,114	16,114	8,551,404
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			65,873
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△4,012	△4,012	△4,012
事業年度中の変動額合計	△4,012	△4,012	61,860
2024年12月31日残高	12,102	12,102	8,613,264

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～31年

機械及び装置 8年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 2～17年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

均等償却しております。

③ 長期前払費用

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

なお、当事業年度末日では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では、入浴剤などの日用品の製造販売を行っております。製品の販売については製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配達し、引き渡した時点で顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が製品に係る販売方法や価格の決定権を有するため、その時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

当社の事業における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	49,100株	一株	一株	49,100株

計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	748,585	22,845	—	66,568	704,861	1,005,142	1,710,004
	構築物	35,092	—	—	7,028	28,064	115,042	143,106
	機械及び装置	912,121	(*1)211,907	2,670	160,060	963,968	2,603,177	3,567,145
	車両運搬具	244	—	—	172	71	1,464	1,536
	工具、器具及び備品	135,354	34,108	29,418	55,213	114,250	1,075,518	1,189,768
	土地	568,993	—	—	—	568,993	—	568,993
	建設仮勘定	8,489	(*2)273,816	(*3)268,860	—	13,445	—	13,445
計		2,408,882	542,676	300,949	289,042	2,393,655	4,800,344	7,194,000
無形固定資産	ソフトウエア	46,122	6,475	—	15,869	36,728		
	その他の	6,784	6,777	6,475	519	6,566		
計		52,906	13,253	6,475	16,389	43,295		

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次の通りである。

(*1) 静岡工場の製造設備購入208,305千円ほか

(*2) 静岡工場の設備投資等252,961千円ほか

2. 当期減少額のうち、主なものは次の通りである。

(*3) 静岡工場の設備投資等248,456千円ほか

2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	千円 292	千円 277	千円 292	千円 277

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	千円	
その他販売促進費	135,262	
カタログ・パンフ	2,352	
販促用サンプル	3,841	
広告宣伝費	770,326	
発送運賃	235,179	
製品保管料等	272,858	
返品運賃	13,497	
役員報酬	172,721	
基本給	977,651	
諸手当	161,801	
社会保険料	275,919	
退職給付費用	126,659	
賞与等	428,156	
福利厚生費	125,738	
交際費	13,741	
会議費	7,516	
旅費交通費	146,801	
通信費	41,284	
消耗品費	19,287	
償却消耗品費	676	
水道光熱費	18,075	
修繕費	8,466	
手数料	56,198	
購読料	2,420	
寄附金	15,904	
会費	8,637	
調査費	82,894	
見本費	1,743	
教育費	9,959	
研究費	39,391	
保健衛生費	7,552	
社員募集費	8,565	
運賃	108,271	
業務委託費	554,327	
租税公課	11,122	
保険料	6,239	
賃借料	183,926	
リース料	38,203	
レンタル料	9,427	
減価償却費	56,598	
貸倒引当繰入額	△ 15	
雑費	18,436	
事業税及び事業所税	44,842	
計	5,222,463	

監査報告

監査役の監査報告書謄本

監査報告書

私たち監査役は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年2月19日

株式会社 バスクリン

常勤監査役 白鳥暢哉 ㊞

非常勤監査役 堀畑貴裕 ㊞